

北海道告示第11223号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年8月30日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 道産建築材活用促進事業 中高層・非住宅建築物での道産材の利用を拡大するため、他の建築物への波及効果が期待される民間の非住宅建築物に係る工事費のうち木工事費分に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道木材産業協同組合連合会	北海道木材産業協同組合連合会が実施する道産木材を利用した建築物の工事費支援に要する費用	10分の10以内	水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式	水林第2号様式 水林第18号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部林務局 林業木材課		